

**規制緩和の効果は明らかに  
スキャナ保存の国税承認件数が7倍に拡大、1000件を超えました  
2016年度税務統計による**

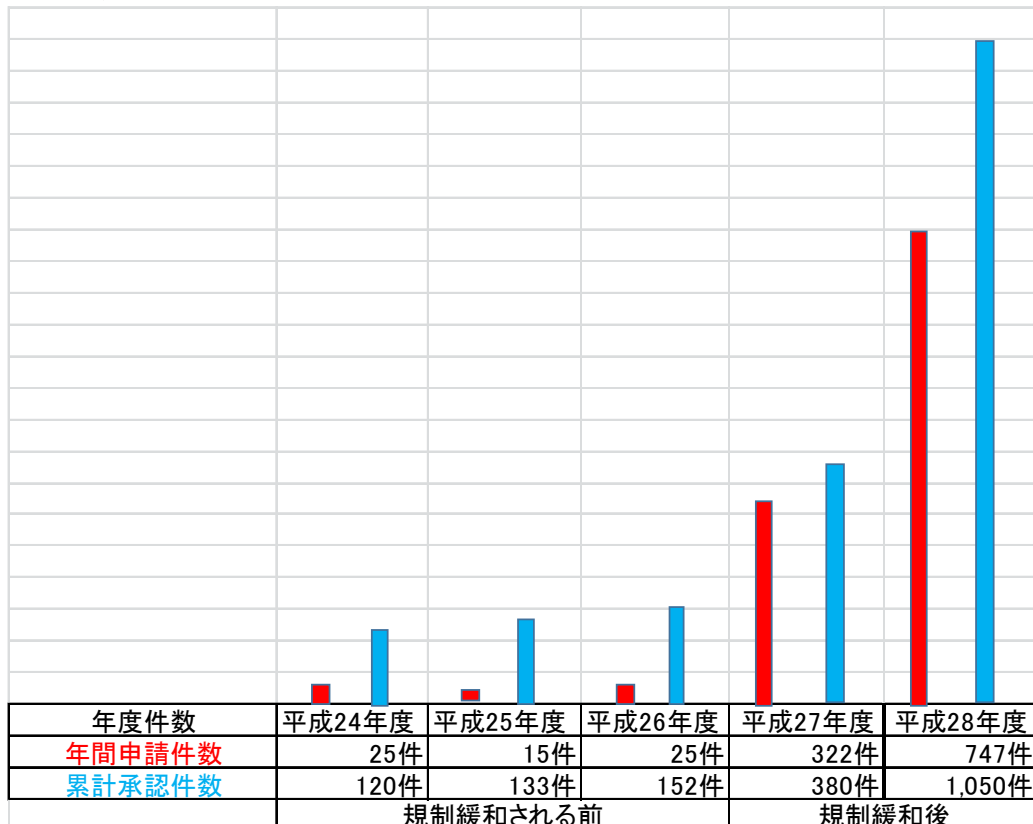
JIIMA;公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(理事長 高橋通彦)は、平成27年度と平成28年度の税制改正で大幅に規制緩和された税務関係書類のスキャナ保存制度に関して、規制緩和により国税庁の累計承認件数が、緩和前に比べ2年間で7倍に拡大し、1000件を超えたことを報告いたします。

国税庁は10月13日、平成28事務年度(2016年)の「電子帳簿保存法に基づく電磁的記録による保存等の承認状況」を公表しました。

それによりますと、税務署へのスキャナ保存申請件数は、規制緩和されるまで年間15件～25件に過ぎなかったものが、2015年度で322件、2016年度で747件と急増しています。また累計承認件数も、規制緩和される前の2014年度末152件が、2016年度末で1,050件となり、2年間で約7倍に拡大しています。

\* 国税庁ホームページの「統計情報」から「電子帳簿保存法承認状況」が閲覧できます。

税務関係書類のスキャナ保存制度は、2015年から実印相当の電子署名廃止や、3万円未満に限る金額制限の撤廃、スマートフォンによる立替領収書の記録容認など、大幅に規制が緩和されました。その結果、多くの企業で税務書類のスキャナ保存が急速に拡大していることが、税務統計からも明らかとなりました。



税務関係書類のスキャナ保存 税務署への年間申請件数と累計承認件数

[裏面に続きます]

参考資料

税務書類のスキャナ保存について 規制緩和の経過と承認件数の推移は、下記をご参考ください。

年度	税務書類スキャナ保存 規制緩和の経過	国税庁 累計承認件数 電子帳簿/スキャナ保存
1998年	電子帳簿保存法施行 帳簿の電子データ保存が可能に	
2005年	e-文書法に対応して電子帳簿保存法が改正 書類のスキャナ保存が可能になる	
2007年	書類のスキャナ保存 普及が停滞 要件厳しく、関係帳簿電子化を厳格指摘	90,132/ 34
2008年	国税庁・経団連・JIIMAで協議開始 国税庁もスキャン保存推進を表明	101,660/ 43
2009年	帳簿電子化と書類スキャナ保存、要件を明確化 80項目に渡る詳細Q&Aが公表される	113,083/ 54
2010年	電子帳簿保存法の「正しい要件」の普及啓発 東京国税局もJIIMAセミナーで講演	123,145/ 61
2011年	国税関係書類のスキャナ保存 要件緩和の 検討開始が閣議決定	133,240/ 103
2013年	内閣府 規制改革会議でJIIMAが早期緩和を 強く要望、委員全員が賛成応援	154,006/ 133
2014年	6月24日閣議決定した「規制改革実施計画」 スキャナ保存 要件緩和が織り込まれる	165,372/152
2015年	3月31日電子帳簿保存法 施行規則改正 スキャナ保存の 9月末以降の申請から大幅な規制緩和が決定	177,180/380
2016年	3月31日電子帳簿保存法 施行規則2年連続改正 スマホでの領収書等の記録についても追加規制緩和が実現	188,355/1,050

本件のお問い合わせは、下記にお願い致します。

JIIMA 専務理事 長濱

E-mail nagahama@jiima.or.jp TEL. 03-5821-7351

以上